

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（平成三十年厚生労働省告示第百八十一号）第十号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

一 厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（平成三十年厚生労働省告示第百八十一号）第十号の厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）附則第二条に規定する転換を行う病院又は診療所の開設者（厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。）

二 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行っ

て介護老人保健施設を開設した者（厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。）